

宮 城 県
環 境 基 本 計 画
中 間 案 原 案

(計画期間：令和3～12年度)

令和元年 11 月

宮 城 県

<R1.11.18 時点>

※赤字：現行計画からの変更箇所

※本稿は、R1.11.18 時点の計画案であり、今後の検討により修正されるものです。

計画策定にあたって

(知事巻頭あいさつ)

目次

1章 宮城県環境基本計画とは	1
1節 背景と目的	2
2節 位置づけ	2
3節 計画の基本理念	3
2章 宮城県の環境の現状	5
1節 地域の概況	6
2節 宮城県の環境と主な課題	6
3章 計画の基本的考え方	7
1節 宮城県の目指す環境の将来像	8
2節 計画策定の基本方針と計画の体系	9
4章 将来像を実現するための政策・施策	13
政策1 脱炭素社会の構築	14
政策2 循環型社会の形成	26
政策3 自然共生社会の形成	36
政策4 安全で良好な生活環境の確保	50
共通 すべての共通する取組	62
5章 各主体の役割	69
6章 計画的な推進方針	79

資料編 ※今後追加予定

I 用語集	資料**
II 環境基本条例	資料**
III 計画策定の体制と経過	資料**
IV 環境の状況	資料**
V 県民・事業者意識調査結果	資料**

1章 宮城県環境基本計画とは

1 節 背景と目的

環境問題は、大気汚染や水質汚濁に代表される県民生活に密接する「生活環境」の問題から、人間の経済活動に起因する森林衰退や水辺環境の悪化、生態系破壊などの「自然環境」、そして、オゾン層の破壊や地球温暖化などの「地球環境」の問題へと広がりを見せてきました。

さらに平成 23 年の東日本大震災を契機とした放射性物質による環境汚染や、大陸から飛来する微小粒子状物質（PM2.5）による越境汚染など、私たちは多様な環境問題に直面しています。

そのような背景を踏まえ、本県では、環境基本条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、第三期の環境基本計画を平成 28 年 3 月に策定し、令和 2 年度を目標年次として、各環境分野の個別計画や関連計画に基づく施策を進めてきました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」やパリ協定が国連で締結されたことを機に、国内外の社会経済の動きが持続可能性の追求に向けて大きく舵をきっており、平成 30 年 4 月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」においても、あらゆる分野でのイノベーションの創出や持続可能な地域づくり「地域循環共生圏」の創造をはじめ、「環境・経済・社会の統合的向上」に取り組むことを打ち出しています。

本県では、こうした動向を十分に踏まえるとともに、震災復興計画以降の県民生活や社会経済活動の状況を見据え、環境課題の解決と良好な環境の保全及び創造を実現していく環境政策の方向性を打ち出す必要があることから、新たな宮城県環境基本計画を策定するものです。

2 節 位置づけ

宮城県環境基本計画は、「環境基本条例（平成 7 年宮城県条例第 16 号）」に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものです。また、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置づけられます。県は、本計画を基に、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築などに向けた施策を展開します。

なお、本計画は、県の行政運営の基本的な指針である「宮城県総合計画（令和 3 年 3 月）」の個別計画であり、国の環境政策上の地域計画であるほか、県民、事業者、民間団体及び各市町村などが、環境に関し考え、行動する際の指針となるものです。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・関連計画の体系図

図 1：計画の位置づけ

3節 計画の基本理念

環境基本条例で規定する基本理念と近年の社会動向等を踏まえ、県の行う環境政策の基本理念を次のように定めます。

理念 1：地球環境保全の推進

地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる重要な問題となっています。地球環境問題の多くは私たちの日常生活や、事業活動一般に起因するものであり、私たちは、日常生活及び事業活動の場において環境配慮行動に取り組み、環境への負荷を低減することで、地球環境の保全に努めるとともに、**環境・経済・社会の統合的向上に取り組んでいかなければなりません。**

理念 2：環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な県土

現在の私たちの日常生活や事業活動は、限りある資源やエネルギーを大量に消費し、環境中に不用物を排出するなど、環境に様々な負荷をかけながら成り立っています。しかし、県土の持続的な発展のためには、私たちの活動により生じる環境への負荷を自然の回復力の範囲に収めなければなりません。このためには、県民・事業者などが資源やエネルギーの効率的利用、廃棄物の減量化、汚染物質の排出を抑制するなど、それぞれの立場に応じて求められる環境に配慮した行動に、自ら進んで取り組まなければなりません。

理念 3：人と自然が共生できる県土の構築と次世代への継承

本県は、自然環境や農林水産業などの自然と共生した産業や文化が根付いており、多様で豊かな自然環境そして地域資源に恵まれています。しかし、近年は、社会状況の変化により人と自然の繋がりが薄れつつあります。私たちは、現在及び将来の世代にわたって自然からの恵みを教授していくことができるよう、人と自然が共生できる県土の構築を進めなければなりません。

【環境基本条例 第三条】

（基本理念）

第三条 良好な環境の保全及び創造は、県民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる県土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

2章 宮城県環境の現状

1節 地域の概況

私たちが暮らす宮城県は、西部、東部、南部の山地・山脈と、山々の周縁から平野にかけて広がる里地里山、平野を流れる名取川や北上川、阿武隈川などの河川、伊豆沼・内沼などの湖沼、砂浜海岸、リアス式海岸からなる長距離の海岸線からなっており、多種多様な動植物が生息・生育しています。



図 2：宮城県の地勢図

出典：宮城県環境基本計画（H28）

2節 宮城県の環境と主な課題

豊かな自然のもと、私たちは多くの恵みを楽しみながら暮らしてきました。しかし、近年の資源・エネルギーを大量に消費するライフスタイルや社会経済活動の変化により、生活の利便性は向上したものの、私たちの生活が自然環境に与える負荷は増大しています。

本県では、そのような状況を踏まえ、「低炭素社会の形成」、「循環型社会の形成」、「自然共生社会の形成」、「安全で良好な生活環境の確保」に向け様々な取組を進めてきました。

しかし、地球温暖化問題などが深刻化するなか、温室効果ガス排出量のさらなる削減や再生可能エネルギーの利用促進の取組が求められる状況にあります。

一般廃棄物・産業廃棄物については、依然として排出量が多い状況であることから減らしていくとともに、リサイクル率を上げていくことが求められます。

良好な自然環境が維持されていますが、少子高齢化の進行と第一次産業従事者の減少など、社会状況の変化により森林や農用地の荒廃した地域では、里地里山の多様な環境が維持困難となっているほか、イノシシ、ニホンジカなどによる農作物被害が拡大しています。

生活環境については、一部で環境基準を超過している光化学オキシダントや閉鎖性水域での水質汚濁、一般環境騒音などの課題があります。

県の環境の現状と課題のポイント

低炭素社会

○温室効果ガスの排出量については、平成 27 年度に、震災後初めて減少に転じて年度目標を達成しましたが、再生可能エネルギーの導入量については目標を達成できていない状況です。

循環型社会

○一般廃棄物の排出量とリサイクル率、産業廃棄物の排出量と最終処分率で目標を達成できていない状況です。

自然共生社

○保全地域指定や適切な指導等により、豊かで良好な自然環境が維持されていますが、近年は獣類の生息域が拡大し、農作物被害が拡大しています。

生活環境

○一部で環境基準を超過している項目が見られますが、大半は環境基準を達成しており、良好な生活環境が維持されています。

3章 計画の基本的考え方

1節 宮城県の目指す環境の将来像

本計画の基本理念と環境の課題を踏まえ、将来像を次のように設定します。

豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土

本県の抱える環境の課題が解決に向かい、豊かな森や海などの美しい自然が守られ、すべての県民が自然からの恵みを持続的に享受できるよう、将来にわたり安心して快適に暮らせる県土を目指します。

持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会

県民、事業者、民間団体及び行政などが、日常生活や事業活動によって生じる環境への負荷を抑制することが、持続可能な社会の実現のために不可欠であることを理解し、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮などに自ら取り組み、行動する地域社会の形成を目指します。

イラスト若しくは関連内容の図解

・

2節 計画策定の基本方針と計画の体系

1 計画策定の考え方

国連でのパリ協定や SDGs の採択など、国内外で持続可能な社会実現に向けた動きがあり、国の第五次環境基本計画では、持続可能な地域づくり「地域循環共生圏」の考え方が示されました。今回の宮城県環境基本計画の策定に当たっては、こうした国内外の動向や震災復興計画以降の宮城県の状況、現行計画の進捗状況や環境に関する県民・事業者意識調査（令和元年度実施。詳細は資料編〇ページ参照）の結果を踏まえ、次のとおり「宮城県の目指す環境の将来像を実現するための基本方針」と「政策・施策体系」を定めます。

2 宮城県の目指す環境の将来像を実現するための基本方針

宮城県の目指す環境の将来像を実現するための基本方針として、次のとおり定めます。

基本方針1 「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を踏まえた新しい宮城の環境の創造

宮城県では、「宮城県総合計画（宮城の将来ビジョン）」及び「宮城県震災復興計画」に基づき、東日本大震災からの復旧・復興に取り組んできました。震災復興の取組による県民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、環境課題の解決と良好な環境の保全及び創造を目指します。

基本方針2 SDGs や「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上

複雑化・多様化している環境課題の解決のためには、SDGs や「地域循環共生圏」の考え方を取り入れ、政策分野横断的な視点から取組を進める必要があります。地域特性を活かし、個々の地域における資源やエネルギーの地域内循環を目指すとともに、地域間相互の人的・物的交流を促進することで、環境・経済・社会の統合的向上を目指します。

基本方針3 気候変動による影響への適応

近年、地球温暖化の影響は、異常気象や自然災害など、私たちの暮らしに既に影響を及ぼしています。地球温暖化の進行を抑制するための対策（緩和策）に加え、既に生じている影響から回復するための対策（適応策）を合わせて推進していきます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、社会、経済情勢の変化や科学技術の進展、また環境問題自体に変化が生じることも想定されるため、中間期である約5年を目処に見直しを行います。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・計画期間の図

図3：計画の期間

4 政策・施策体系

イメージ

将来像を実現するための基本方針を踏まえ、政策・施策体系を次のとおり定めます。
また、計画の進行管理については、管理指標を設定し、毎年度、点検評価を行っていきます。

持続可能な開発目標（SDGs）の考え方

将来像

将来像実現のための基本方針

政策 1

- ・ 施策 1
- ・ 施策 2
- ・ 施策 3
- ・ 施策 4
- ・ 施策 5
- ・ 施策 6

政策 2

- ・ 施策 1
- ・ 施策 2
- ・ 施策 3
- ・ 施策 4
- ・ 施策 5
- ・ 施策 6

政策 3

- ・ 施策 1
- ・ 施策 2
- ・ 施策 3
- ・ 施策 4
- ・ 施策 5
- ・ 施策 6

政策 4

- ・ 施策 1
- ・ 施策 2
- ・ 施策 3
- ・ 施策 4
- ・ 施策 5
- ・ 施策 6

持続可能な開発目標（SDGs）の考え方

新たな施策

すべてに共通する取組

新たな施策

新たな施策

新たな施策

4章 将来像を実現するための政策・施策

政策 1 脱炭素社会の構築

1 現状と課題

- 県内の温室効果ガス排出量は、震災後に増加傾向にあったものの、平成 27 年に減少に転じました。しかし、令和 12 年度の目標達成に向けて、取組をさらに強化していくことが必要となっています。
- 再生可能エネルギーの利用促進については、これまで着実に進めてきましたが、令和 12 年度の目標を達成するためには、さらなる導入拡大が求められます。
- 水素社会の実現に向けた取組も進めていますが、初期段階であることから、さらなる普及啓発や環境整備を進めていくことが重要となります。
- 環境に関する県民意識調査では、各環境分野のうち、「地球温暖化防止対策」及び「気候変動対策」が重要度が高い一方で満足度の低い結果となりました。

関連グラフ

※管理指標は再掲

・

関連グラフ

※管理指標は再掲

・

関連グラフ

※管理指標は再掲

・

関連グラフ

・

(1) 地球温暖化防止対策

現 状

地球温暖化防止に向けた取組

○宮城県地球温暖化防止活動推進員による啓発活動をはじめ、県民、事業者、行政が一体となった取組を進めることで、震災後、増加傾向にあった温室効果ガス排出量は平成 27 年に減少に転じています。

吸収源対策

- 間伐や作業道路の整備、森林づくり活動を行う団体・企業などと連携し、吸収源となる森林の適正な管理を進めています。
- 森林吸収オフセット・クレジットをイベントで PR するなど、制度の普及啓発、クレジットの販売を進めています。

フロン類対策

- 回収量、破壊量の推移から、地球温暖化への影響が少ない冷媒への転換が進んでいると見込まれます。
- オゾン層破壊効果が大きい特定フロンから、その破壊効果はないものの、高い温室効果を有し、地球温暖化への影響が大きい代替フロンへの転換が進んでいます。

脱炭素型ビジネスモデルの推進

○環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムの導入に向けた普及啓発や、ESG 投資・融資に関する情報提供を行っています。



課 題

- 温室効果ガス排出量は減少に転じたものの、さらなる削減が求められることから、取組を一層進めていくことが求められます。
- 森林を適切に維持していくため、今後も継続的に管理していく必要があります。
- 新たな吸収源と期待されるブルーカーボンの一つである藻場を、維持・拡大する取組を進める必要があります。
- フロン類については、国の地球温暖化対策計画の目標達成のため、さらに取組強化することが求められています。



施 策
(1)

(2) 気候変動対策

現 状

気候変動の影響に関する情報提供・注意喚起・対処方法等の普及啓発

○熱中症の増加や、感染症を媒介する蚊の生息域拡大等が予測されるため、その予防や注意喚起の広報啓発・情報提供を行っています。

気候変動に伴う産業への影響把握と予測

○1981年～2000年のデータから、100年先（2081年～2100年）の
コメ収量の将来予測を行っています。収量を重視した場合は約1.3倍～約
1.6倍、品質を重視した場合は約0.7倍～約1.2倍の収量になると予測さ
れています。

災害に強い地域づくり

○地域における再生可能エネルギーを活用した対応力の強化を検討し、ま
た、県民や事業者に対して、災害に強く、低炭素化に寄与する太陽光発電
・エネファーム・蓄電池等の設備導入を支援しています。



課 題

○気候変動による影響は、予測外のものが発生する恐れもあるため、引き続き現状の対策を進めるだけでなく、よりの確な影響予測や、より適した対策の検討を進める必要があります。

施 策
(2)

(3) 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素エネルギー

現 状

省エネルギー

○各種イベントと連携した省エネキャンペーンの展開、各家庭のライフスタイルに合わせた住宅の省エネルギー化の支援、事業者ごとの課題に合わせた省エネルギーの取組支援や助言など、対象ごとにさまざまなアプローチで省エネルギーの取組推進や普及啓発を進めています。

再生可能エネルギー

○家庭における CO₂ 排出削減とともに災害時のエネルギー確保にもつながる家庭用の再生可能エネルギー設備の普及や、コーディネーターによる事業者の課題やニーズに応じた再生可能エネルギー導入支援、産学マッチングなど、多様な支援手法により着実に再生可能エネルギーの導入推進に取り組んでいます。

水素エネルギー

○FCV の導入支援や水素ステーション整備の推進に加え、試乗会やイベント、シンポジウムなどの普及啓発により、水素エネルギーに触れる機会の創出や認知度向上に努めてきました。



課 題

○省エネルギー・再生可能エネルギーの取組をより進めるためには、幅広い業種に展開していくことが求められます。

○太陽光発電の導入は進んでいるものの、エネルギー供給源の多様性の観点から、その他の再生可能エネルギーについても、導入を進めていくことが重要です。

○水素エネルギーについては、県民の水素に関わる認知度や理解度は必ずしも高くないことから、日常生活において認知度を高めることが重要になるとともに、加速的な普及を見据えた制度設計を行っていく必要があります。



施 策
(3)~(5)

2 施策の方向性と事業の内容

(1) 地球温暖化防止対策のさらなる推進

県民、事業者、民間団体及び行政などが連携・協働により地球温暖化防止対策に取り組む、県民運動を展開するとともに、普及啓発を推進します。また、吸収源対策として森林管理や林業の進行に努めるとともに、地球温暖化への影響が大きいフロン類対策を強化していきます。

① 地球温暖化防止に関する県民運動、事業活動の展開

○県民を対象とした地球温暖化防止に関する普及啓発や効果的な地球温暖化対策の助言を行うボランティア活動員（宮城県地球温暖化防止活動推進員）の支援を継続して行います。

○地元プロスポーツ団体や県内市町村と連携したイベントの開催や、環境フォーラムの開催など、県民、事業者、行政などの参画と協働により、地球温暖化対策を一体的に推進します。

○スマートフォンアプリを活用し、省エネルギーなど環境配慮行動への気づきや実践につながる取組を推進します。

○温室効果ガスは産業や生活のあらゆるところから排出されていますが、特に、民生家庭部門・業務部門を中心として、実効性のある取組を展開します。

② 二酸化炭素吸収源対策の推進

○森林が有する二酸化炭素吸収機能を十分に発揮させるためには、健全な育成を促す間伐が不可欠です。しかし、林業を取り巻く情勢が厳しく、間伐されていない森林が増加していることから、間伐の実施や作業道の整備などに対する支援をさらに進めます。

○平成 23 年度～27 年度に新たに造成した環境林型県有林については、植栽木の製造生育を促進するため、今後も継続して保育事業を行います。

○森林づくり活動等を行う団体や企業と協定を締結し、活動フィールドとして県有林を提供するとともに、参画してもらえる企業等を拡大するため、広報や活動支援を展開します。

○専門的かつ高度な技能を有する技術者の育成、就労環境の整備支援、自伐林家の育成及びUIJ ターンの促進などにより、森林整備を支える多様な担い手の育成・確保に取り組むほか、森林施業の集約化などの効果的な森林の管理・整備体制の構築を促進し、間伐や造林などの適切な森林整備を推進します。

○県内の森林吸収オフセット・クレジットの販売促進のため、森林吸収オフセット・クレジットの取得や流通環境の整備、制度の PR 等、普及啓発を行います。

○新たな吸収源と期待されるブルーカーボンの一つである藻場を維持・拡大する取組を進めます。

③ フロン類対策

○温室効果のあるフロン類については、代替フロン類の排出量の急増や使用中の事業用冷凍、空調機器（第一種特定製品）からの漏えいに対応するため、フロン類のライフサイクル全般にわたる対策が必要となっています。平成 27 年 4 月 1 日に全面施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）」に基づき、県では、第一種特定製品のフロン類の充てん、回収を行う業者の登録事務を行うとともに、機器の管理者や充てん、回収業者及び解体事業者、廃棄物リサイクル業者等に対する指導・助言、立入検査を実施するなど、適正なフロン類の回収、破壊体制を確保します。（令和 2 年度に改正法施行）

④ 脱炭素型ビジネスモデルの推進

- 持続可能な経営を支援するため、環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムの導入に向けた普及啓発等を行うとともに、マネジメントシステムの導入状況などの情報の公表や、従業員など環境人材育成の取組企業の表彰を行います。
- 中小企業による再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入のための資金調達を支援するため、地元金融機関との連携を進めるとともに、グリーンファンド実施の検討を行います。また、ESG 投資に関する情報提供や金融・融資関連の情報をホームページやセミナーで提供します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(2) 気候変動対策の推進

地球温暖化に伴う気候変動は、予想される影響の大きさと深刻さから、人々の生活基盤に影響を与える重要な課題です。その影響は、農林水産業、水環境・資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済、生活環境など広範囲に及びます。県では、それらに対して、影響を回避するための対策や、生産適地の変動を逆手にとった新たな観光資源の創出など、宮城県における気候変動の影響に対する適応策を講じていきます。

また、研究機関等と連携し、よりの確な影響予測を行うための取組や、より適した対策の検討を進めるとともに、今後、気候変動やその影響に変化が生じた際は、適宜対策を見直していきます。

① 気候変動の影響に関する情報提供・注意喚起・対処方法等の普及啓発

○地域の気候変動影響や適応に関する情報提供等を行う拠点となる地域気候変動適応センターを設置します。

○熱中症予防のための暑さ指数の発表や災害ハザードマップを、広報紙の配布や県ホームページで公表するなど、県民・事業者に対する情報提供・注意喚起を行います。

② 気候変動に伴う産業への影響把握と予測

○産業分野においては、特に農林水産業への影響が大きく、高温による農作物の生育不良や品質低下、病害虫の生息域拡大による被害の拡大、海況変化による回遊性魚介類の漁獲減など様々な影響が予想されます。それらに対して、モニタリング等による環境状況の把握に努めるとともに、それぞれの影響に対応した適応策を推進します。

○気候変動に伴う豪雨等の発生増加により、旅行者の安全な観光が脅かされる可能性があります。災害が発生した際は、被害状況等に関する速やかな情報提供や、旅行者の交通手段の確保が重要となることから、市町村等との連携体制の整備を進めます。また、通訳ボランティアの充実など、災害発生時における外国人への支援対策も進めます。

③ 災害に強い地域づくり

○事業者の地球温暖化対策の促進と、災害時等の対応力強化のため、太陽光やバイオマス、風力などの再生可能エネルギー設備や、エネファーム、蓄電池等の設備導入を支援します。

○地域における再生可能エネルギーを活用した対応力の強化の検討を行います。

○災害に強く、低炭素化された住宅を普及するため、太陽光発電システムやエネファーム、蓄電池等の設備の導入を支援します。

○電力小売の全面自由化を機会として、地域特性を活かした電力供給・受給の仕組み、システムづくりについても検討します。

(3) 徹底した省エネルギーの推進

暮らしや事業活動における二酸化炭素排出量を低減する取組を支援するため、省エネルギー設備の導入支援や、エネルギーの見える化を進めるとともに、生活の中での省エネルギー行動の拡大と浸透を図るため、各種イベントや県民運動を展開し、省エネルギー行動の拡大・定着を推進します。

また、家庭部門では暖房や給湯におけるエネルギーの消費量が多いことから、住宅における高断熱化・高气密化の取組を進めるため、ZEH などの新築や既存住宅の省エネ改修への支援を推進します。

① 省エネルギー行動、省エネルギー設備導入等の推進

○省エネルギー効果を実感し、容易にかつ積極的に省エネルギーに取り組めるよう、エネルギー消費の「見える化」システムの導入を支援します。

○事業者に対する省エネルギー設備の導入支援について、幅広い業種で取組を進めていくことが重要になることから、今後も支援活動を続けていきます。

○市町村が実施する、公共施設や学校等における二酸化炭素削減対策、照明（街灯、商店街など）の LED 化、省エネルギー機器導入などの取組を引き続き支援します。

② ZEH・ZEB の普及、住宅・建築物の省エネルギー化の推進

○太陽光発電設備、蓄電池、エネファーム、既存住宅の省エネルギー改修工事、スマートエネルギー住宅の導入を支援するほか、事業者と連携した普及啓発を継続的に進めます。

○既存住宅の多くは十分な断熱対策が行われておらず、冷暖房時に多くのエネルギーを消費していることから、県内の既存住宅の断熱改修を支援します。また、節湯・節水機器、低炭素社会対応型浄化槽を住宅への導入を支援します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(4) 地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用やエコタウン形成の促進

県内の再生可能エネルギーは、太陽光発電を中心に導入量が増加してきましたが、エネルギー供給源の多様化の観点から、豊富な導入ポテンシャルのある他のエネルギーについても、導入を進めて行くことが重要です。そのため、地域資源を最大限に活用した地域主導によるエネルギー導入が進むよう、様々な働きかけや、調整、情報提供をはじめとした各種支援を行います。

併せて、近年人口減少や高齢化が進んでいるため、都市機能の集約化を行うとともに、都市レベルでの低炭素化を進めます。今後は、自動車に過度に頼らない都市構造とするため、公共交通機関の利用を促進しながら、建築物の低炭素化、緑、エネルギーの面的管理・利用を推進していきます。

① 再生可能エネルギーの地産地消

a バイオマス

○地産地消エネルギーの利活用の推進及び県内の林業活性化のため、木質バイオマスのエネルギー利用を推進します。

○下水汚泥処理で発生する余剰消化ガスの有効活用を更に進めるとともに、食品残さなど、未利用のバイオマス資源について、市町村と連携・協力して、有効に活用できるよう取組を進めます。

b 太陽光発電

○太陽光発電設備の長期安定的な発電環境整備のため、FIT 法の遵守事項の周知や、保守点検を行う技術者の対応力向上を図ります。また、県有施設や災害公営住宅の屋根を事業者に貸し付け、導入を進めてきた太陽光発電設備については、事業者及び市町と調整を図り、事業の適正な運用を継続していきます。

c 風力発電、小水力発電など

○沿岸地域における風力発電の導入に向け、地域関係者との協議を進めるとともに、これまでの調査で得られた情報等を有効に活用し、導入を促進します。

○農村地域において、農業水利施設を活用した、地域主導による小水力発電などの整備を推進するため、施設管理者への情報提供や技術指導などの支援を行うほか、小水力発電モデル施設の整備を行います。

○導入ポテンシャルが高い地中熱や温泉熱の有効活用に関する理解促進と普及啓発に努めるとともに、設備導入やマッチングをサポートするなど事業化の取組を積極的に支援し、導入を促進します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

② エコタウン形成の促進

a エコタウンの形成

○県内では、仙台市、石巻市、気仙沼市及び東松島市などにおいて、エコタウン形成の取組が推進されています。再生可能エネルギーの導入や事業化に向けた動きが着実に進んでいるため、導入支援を着実に行うとともに、取組をさらに拡大していくため、事業者の掘り起こしや確実な事業化に向けた担い手（事業者・市町村）育成など、ソフト面での支援を強化していきます。

b 交通環境

○自動車からの温室効果ガス排出量の削減を目指し、都市部における公共交通機関の利用促進、物流拠点の整備、自転車利用の促進などを行います。

○県や市町村が率先して次世代自動車を導入するとともに、県民や事業者に対して普及啓

発、導入支援等を行います。また、次世代自動車のうち、EV、PHVについては、走行中の電気不足への不安感が導入のネックとなっていることから、国の補助事業等を活用し、県内での設置を加速する取組を行い、充電スタンドのネットワーク化を推進します。

○本県のエネルギー起源 CO₂ 排出量のうち、運輸簿門の占める割合は約 3 割となっており、そのうちの 91%が自動車によるものとなっています。そのことから、特に仙台都市圏においては、国や市などと連携して、体系的な道路ネットワーク整備など交通容量の拡大、公共交通機関の利用促進や軌道系交通機関を基軸とした市街地の集約化、交通需要マネジメント及びマルチモーダル施策等を推進します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(5) 水素社会の構築に向けた取組促進

水素は、利用段階において CO₂ を排出せず、燃料電池を使用することで効率的なエネルギー利用が可能であり、再生可能エネルギー等の余剰電力の貯蔵に活用できるなど、CO₂ の排出削減による地球温暖化対策として重要なエネルギーであるとともに、災害時の電力としても活用することができます。

水素エネルギーの普及拡大は、再生可能エネルギーの更なる導入拡大にもつながることから、県内での水素エネルギーの本格的な普及に向け、県内市町村・東北各県・大学・企業等との連携を強化し、福島新エネ社会構想などの国が進めるプロジェクトや実証事業などを積極的に活用することや、先駆的な取組を横展開することなどにより、水素エネルギーの利用機会の拡大に取り組みます。

① 水素エネルギーの利活用推進

- 県では創造的な復興に向けた重点施策として、水素エネルギーの利活用拡大に向けた取組を進め、FCV やエネファームの普及のほか、水素ステーションの整備の推進に取り組んでいます。今後は、さらなる FCV の初期需要の創出を図るとともに、量産効果による価格低減を見据えた、加速度的な普及に対応できるよう、必要な支援、制度設計を行っていきます。
- また、イベントやシンポジウムを通して水素エネルギーに触れる機会の創出や認知度向上に努めてきましたが、県民の水素に関する認知度や理解度は必ずしも高くないことから、生活に身近な分野における水素エネルギーの利活用を積極的に進めていきます。
- FCV のための水素ステーションの整備を進めるとともに、再生可能エネルギーを利用した水素製造をはじめとする水素エネルギー関連産業の育成を推進します。

- 将来的な産業分野での水素利用の拡大を視野に、業務・産業用燃料電池の普及拡大に努めるとともに、水素の製造・貯蔵・利用まで一貫通貫した水素サプライチェーンの構築を目指します。
- 県内の水素・燃料電池関連産業の発展に向けて、関連技術に関するセミナーの開催や産学連携の取組促進などにより産業育成を図るとともに、関連企業の県内への誘致を進めていきます。
- 再生可能エネルギーの出力変動に対応できる、電力を水素に変換して貯蔵する技術（Power to Gas）について、その有効性の検証や技術確立に向けて技術実証等を促進します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

3 管理指標と目標

(1)

図 4 :*****

出典 :***** /平成 14 年度

表 1 :*****

政策2 循環型社会の形成

1 現状と課題

- 環境に関する意識調査では、3Rに対する意識や取組の実施率は高いものの、一般廃棄物の排出量とリサイクル率、産業廃棄物の排出量と最終処分率が、「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）」の目標を達成できていない状況にあり、幅広い世代や業種へさらなる環境教育や取組の推進が重要となります。
- 産業廃棄物は、震災復旧復興工事の減少や、事業活動に伴う生産・出荷の回復により、排出される産業廃棄物の種類や質の変化がおきており、引き続き、排出事業者などに対する適正処理に向けた指導などが必要となります。
- 産業廃棄物のリサイクル率は、目標を上回っていますが、比較的反リサイクル率の高いがれき類の排出量の割合が高い状態が続いていたことが要因であることから、今後は、プラスチック、小型家電、食品廃棄物のリサイクルの推進を図ることで、リサイクル率を上げることが重要となります。
- 一般廃棄物、産業廃棄物ともに不法投棄・不適正処理が後を絶たない状況であるため、さらなる不法投棄防止対策が必要となります。
- 人口減少や、施設の老朽化を考慮して、より効率的な廃棄物処理システムの構築が求められます。

関連グラフ

・

関連グラフ

・

関連グラフ

・

関連グラフ

・

(1) すべての主体の行動の促進

現 状

環境教育・普及啓発の実施

○一般廃棄物の排出量やリサイクル率は、震災後に悪化し、改善傾向にあるものの、依然として国の平均値より悪い状況にあるため、県が委嘱した「宮城県環境教育リーダー」による講座の実施や、コーディネーターを企業に派遣する等、県民・事業者への環境教育、普及啓発を展開しています。

課 題

○一般廃棄物、産業廃棄物ともに、削減目標の達成に向け、さらなる取組の促進、社会意識の醸成を図っていくことが求められます。

施 策

(1)

(2) 循環型社会を支える基盤の充実

現 状

多様な媒体を活用した情報発信

○県民や県内の産業廃棄物排出事業者・処理業者を対象に、3Rの知識の普及と実践の呼びかけ、セミナー開催を行っています。

3Rに関する産業の振興と事業者の育成

○産業廃棄物の3R推進のため、研究開発や実証試験、産廃由来の再生資源の有効活用等の取組を支援しています。

広域的リサイクルシステム・産業の構築

○市町村の一般廃棄物処理施設の施設整備を支援するとともに、ごみの広域処理に向けて、計画の見直しを行っています。

課 題

○研究開発や実証試験等が事業化に繋がるよう、適切にフォローアップしていく必要があります。
○ごみ処理施設は、今後の人口減少や施設老朽化等を見据えて、焼却施設及びその他の施設の統合を行っていく必要があります。

施 策

(2)

(3) 循環資源の3R、プラスチック資源の3R+Renewable

現 状

プラスチック

○市町村等での分別収集の着実な実施に必要な技術的支援を実施しています。

食品ロス対策

○食品製造業者の食品残さを有効利用した食品循環資源の飼料（エコフィード）製造・利用の支援に向けた取組を実施しています。

建築系廃棄物の再資源化

○建設副産物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理の徹底を基本方針として、建設副産物対策を積極的に進めています。

廃棄物エネルギーの利活用による地域活性化

○市町村等が設置する焼却施設は、単純焼却ではなく熱回収（発電等）を行う施設に更新されつつあります。また、民間施設のメタン発酵施設も稼働しており、廃棄物から得られエネルギーを活用していますが、施設数が限られています。

課 題

○プラスチックや食品ロス等については、近年の世界的な社会動向を踏まえ、県でも計画を見直しており、取組の強化が求められています。

○廃棄物は、従来の環境衛生対策としての処理から、資源・エネルギーとして捉える視点が求められるようになり、有効に活用するとともに、地域活性化につなげていくことが不可欠になっています。

施 策
(3)

(4) 廃棄物の適正処理

現 状

産業廃棄物適正処理

○各事業者に対して指導や情報提供や、各主体で連携して対策を進めることで、産業廃棄物の適正処理を進めています。

最終処分場の整備における県の関与のあり方の検討

○最終処分場は供用開始から約 40 年が経過し、処分場の残余容量が残りわずかとなりつつあります。

不法投棄・不適正処理の防止

○不法投棄に向けた、啓発活動・監視活動・違法行為等への厳格な対応により、一定程度の成果は得られているものの、不法投棄は後をたたない状況が続いています。

災害廃棄物処理計画の策定

○「東日本大震災に係る災害廃棄物処理業務総括検討報告書」を取りまとめて公表し、内容を反映させた「災害廃棄物処理計画」を策定しました。

課 題

○引き続き、産業廃棄物の適正処理に努め、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、処理期限までの確実な処理が必要となります。

堆肥センターの多くは老朽化していることから、引き続き機能保全対策の実施が不可欠となります。

○一定の成果は出ているものの、依然として不法投棄・不適正処理等が後を絶たないため、より一層の対策が必要となっています。

施 策
(4)

(5) ストックの適正な維持管理と有効活用

現 状

インフラ・施設の長寿命化、機能強化

○宮城県公共施設等総合管理方針に基づき、個別施設に係る長寿命化計画を策定し、具体化を進めています。

課 題

○更新等費用の推計の結果、公共施設・インフラともに現在の予算規模を上回る費用が想定されるため、財源の確保をしつつ、公共施設等の選択・集中を徹底するなど、効果的・効率的に施設管理を行って行く必要があります。

施 策
(5)

2 施策の方向性と事業の内容

(1) すべての主体の行動の促進

循環型社会の形成のために、震災により後退している廃棄物等の 3R の取組の推進を目指し、すべての主体が、改めて 3R を意識した行動を実践するための施策を展開します。

県民が日常生活において、3R などの環境に配慮した取組を実践し、ライフスタイルとして定着できるよう、環境教育、普及啓発を推進します。

① 環境教育・普及啓発の実施

○県民に対して、3R に関する環境配慮行動の促進などの環境教育を行うとともに、学校、事業者、地域組織等に環境教育や助言を行う人材を派遣します。

○市町村に対して、ワークショップの開催、啓発資材の貸し出しを行うなど、3R 推進に関する取組を支援します。

② 環境配慮経営の推進

○エコフォーラム（地域等の事業者間の交流組織）や個別事業者の活動支援のため、コーディネーターを派遣します。

○県内事業者による、産業廃棄物のリデュース、リサイクルなどに関する技術開発や事業の取組を支援します。

○環境配慮行動を行う事業者に対し、県の物品発注等における優遇措置などの支援を行います。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(2) 循環型社会を支える基盤の充実

循環型社会を形成するために、生産・流通・消費・廃棄などの各段階において、廃棄物等の 3R を効果的に促進します。多様な媒体を活用した情報発信、3R に関する施設整備や新技術開発の支援、宮城県グリーン製品の認定、リサイクル業者への情報提供や指導などを通じ、循環型社会の形成に向けて、重要な基盤の充実を図ります。

① 多様な媒体を活用した情報発信

○広報誌やホームページなどの多様な媒体による情報発信に加え、セミナー等を実施し、情報発信に努めます。

② 3R に関する産業の振興と事業者の育成

○産業廃棄物の 3R に関する施設整備や技術開発、廃棄物を原料としたリサイクル製品の利用促進、商品力強化など、事業者の取組を継続して支援します。

○優良な廃棄物処理業者の公表や、リサイクル製品などの環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定することなどにより、優良な事業者の育成を図ります。

③ 廃棄物処理の効率的なシステムの構築

○市町村に対し、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備や、ごみの減量化・再使用及び再生利用事業への支援、担当者向

けのワークショップの開催など、地域の取組を継続して推進します。

○人口減少や施設の老朽化等にともない、焼却施設及びその他の施設の統合を行う必要があるため、「ごみ処理広域化・集約化計画」を策定し、効率的なごみ処理体制の構築を進めます。

○リサイクル業者に対し、各リサイクル法等の制度を周知するとともに、適正な指導を実施します。

④ 廃棄物エネルギーの利活用による地域活性化

○ごみ焼却施設は、廃棄物処理としての役割を担うとともに、地域のエネルギー拠点としての可能性を併せ持っています。そのような考えに基づき、地域の静脈資源から回収したエネルギーを地域で積極的に利活用し、地域の活性化につながるよう、ごみ焼却施設の設備の高度化や体制づくりを進めていきます。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(3) 循環資源の 3R、プラスチック資源の 3R+Renewable（再生可能資源への代替）の推進

ごみとして排出されるものの中には、リユースやリサイクルにより、有用な資源となるもの（循環資源）が含まれています。循環資源を適正に利用するため、資源の種類ごとに対策を講じます。

① プラスチック問題への対応

○国が令和元年 5 月に策定した「プラスチック資源循環戦略」、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を踏まえ、ワンウェイプラスチックの削減、容器包装のさらなるリユース・リサイクルの推進、バイオマスプラスチックの積極的導入を促進します。

② 食品ロスへの対応

○食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号。食品ロス削減推進法）」に基づき、県民・食品関連事業者への情報提供、普及啓発を進めます。

○食品製造業者の食品残さを有効利用した食品循環資源の飼料（エコフィード）製造・利用の支援に向けた取組を引き続き実施するとともに、肥料や飼料としてのリサイクルを促進するため、コーディネーターによる事業者のマッチングなどの支援を行います。

○市町村と連携し、地域における民間リサイクル事業者の育成と、計画的な食品廃棄物のリサイクル等に関する取組を推進します。

③ 家電や使用済自動車の再資源化

○携帯電話、デジタルカメラなどの使用済小型電子機器等は一般廃棄物として処理される場合が多く、これらに含まれているレアメタル等が資源として有効利用されていません。「小型家電リサイクル法」に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、市町村の支援や県民への普及啓発を進めます。

④ 建設系廃棄物の再資源化

○「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。建設リサイクル法）」に基づき、がれき類、木くず等の建設系廃棄物の分別回収を徹底し、リサイクルを推進します。

○建設系廃棄物の不適正処理の未然防止のために、解体工事現場への立入検査や監視を実施し、指導を強化します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(4) 廃棄物の適正処理

震災復旧復興工事の減少や、事業活動に伴う生産・出荷の回復により、排出される産業廃棄物の種類や質の変化がおきていることから、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への指導や不法投棄の監視強化、違反行為者に対する迅速・厳格な対応などにより、産業廃棄物の適正処理を進めます。

① 産業廃棄物の適正処理の推進

○産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐため、健全な産業廃棄物処理体制の構築を目指し、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する立入検査や講習会の開催などの適切な指導、情報提供に引き続き努めます。

○ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物などの特別管理廃棄物（人の健康又は生活環境に関する被害を生ずるおそれがある廃棄物）については、取扱等についての各種基準を周知するとともに、処分期間内の確実な処理が図られるよう指導を行います。

○農業用廃プラスチック類については、農業者へ適正処理に関する啓発活動や情報提供を引き続き行っていきます。

○畜産経営に起因する環境汚染防止と畜産経営の健全な発展を図るために、家畜排せつ物処理施設の整備や老朽化した堆肥センターの機能保全対策を実施するとともに、畜産農業者と耕種農家の連携を強化し、家畜排せつ物の利用を促進します。

○下水汚泥については、燃料化やコンポスト（肥料）化等による有効利用・再資源化を推進します。

② 最終処分場の整備における県の関与のあり方の検討

○本県で現在稼働している公共関与の産業廃棄物の最終処分場は、残余容量が残りわずかとなりつつあることから、3Rを推進し、埋め立てる廃棄物の量を削減することにより延命化を図るとともに、持続可能性に配慮した新たな最終処分場の整備に関し、検討を進めます。

③ 廃棄物処理への AI、IoT 等最新技術の活用

○人口減少により廃棄物処理や資源循環の担い手が不足することが懸念されています。画像処理による廃棄物の選別技術の導入、施設の安全・安定な操業や効率性向上のための AI の活用などの最新技術を活用し、廃棄物処理全体の高度化・効率化を図っていきます。

④ 不法投棄・不適正処理の防止

○今なお続く不法投棄・不適正処理等に対して、早期把握、拡大防止を図るため、産廃 Gメンの増員や監視体制のさらなる強化、普及啓発、違反行為に対する迅速・厳格な対応など、各種取組の強化を進めます。

⑤ 災害廃棄物の適切な処理

○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の確保のために、平成 29 年 8 月に東日本大震災の経験を踏まえた「宮城県災害廃棄物処理計画」を策定しました。この計画に基づき、県では、計画の実効性を高めるため、平時から市町村等の担当者に対して図上演習の実施などの支援を行っていきます。

また、発災時には組織体制の確立や技術的助言、関係機関との連絡調整や必要に応じた広域処理の検討・調整など、円滑かつ迅速な処理に向け、国や他の都道府県とも連携し、市町村支援を行います。

(5) ストックの適正な維持管理と有効活用

県の公共施設の多くは、高度経済成長期（1950～1970年代）に集中して整備されており、近年、その施設の多くが老朽化を迎えます。加えて、行政ニーズの変化・少子高齢化による利用需要などの情勢変化や、新造施設を低減することが温室効果ガスや廃棄物の発生抑制に繋がることから、インフラ・施設（ストック）を新造するのではなく、既存の施設を賢く使うことが重要となっています。

県では、宮城県公共施設等総合管理方針を策定しており（平成28年7月策定、平成31年3月一部改定）、これに基づいたインフラ・施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定を進めます。

① インフラ・施設の長寿命化、機能強化

○高度経済成長期等に集中的に整備した施設が今後更新や大規模改修の時期を迎える一方で、人口減少等により公共施設等の利用需要も変化することが想定されます。そのことから、県では利用者の安全・安心の確保、施設の維持管理費の縮減・平準化、施設総量の適正化を基本とした「宮城県公共施設等総合管理方針」を平成28年に策定しており、今後は、この方針に基づき、個別施設に係る長寿命化計画を策定し、具体化を図っていきます。

○廃校舎などの用途廃止となった施設について、活用が図られず遊休施設となっている施設について、地域住民や企業等との連携により新たな施設として生まれ変わらせる取組を進めます。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

3 管理指標と目標

(1)

図5:*****

出典:*****/平成14年度

表2:*****

政策 3 自然共生社会の形成

1 現状と課題

- 自然公園など、豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域については、平成 29 年度に新たに緑地環境保全地域 2 地域を指定しており、良好な自然環境が保全されています。
- 近年では、自然公園・環境保全地域内での再生可能エネルギー（太陽光・風力・地熱）の開発相談が増加しており、適切な事前指導や許認可を行い自然環境を保全していく必要があります。
- 鳥獣の保護・繁殖については、鳥獣保護区等の区域設定を行い、適切な環境の維持に努めています。絶滅の恐れのある種数については、県で最初に作成された平成 13 年のレッドリストのときから大きく変わっていない状況となっています。
- 近年、野生鳥獣による農作物被害が高止まりし、特に獣類による被害が増えていることから、野生動物の生息地が拡大してきていることが考えられます。その中でもイノシシによる被害が大きく、近年は 1 億円近い損害が生じているため、対策が必要となっています。
- 環境に関する県民意識調査では、生物多様性への関心度が低い状況にあることから、適切な理解促進が必要です。

関連グラフ

・

関連グラフ

・

関連グラフ

・

関連グラフ

・

(1) 生態系及び生物多様性の保全

現 状

健全な生態系の保全

- 自然公園など、豊かな自然環境の保護・保全を目的とした各種保全地域の指定や、侵入植物の除去作業を行うなど、様々な対策を講じて、良好な自然環境を保全に努めています。
- 里山では、被害木の伐倒処理や更新伐を実施するとともに、多様な森林づくりに向け針広混交林への誘導を進めています。
- 河川では、本来有している生物の育成・生息・繁殖環境及び、多様な河川景観の保全できるよう、多自然川づくりを推進しています。

生物多様性の保全

- フォーラムの開催や生物多様性保全に資する活動に取り組む学校を表彰するなど、生物多様性の普及啓発を進めています。
- 宮城県レッドデータブックを作成し、保護・保全が必要な動植物の存在を周知しています。
- 野生鳥獣の安定的な保護や農作物被害等の防止のため、適正な保護管理を進めています。特に、生息数の増加や生息地の拡大がみられる第二種特定鳥獣（ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ）については、それぞれ管理計画を策定し、適正管理を進めています。

天然記念物の保全

- 学術上価値の高い動物、植物、地質鉱物等を天然記念物に指定して、保全を進めています。

課 題

- 今後も、健全な生態系、生物多様性を保全していくためには、継続的に自然環境の保全活動や、理解促進を行っていく必要があります。
- 保全地域内での再生可能エネルギーの開発相談が増加しているため、適切な事前指導等で自然環境を保全していく必要があります。
- 生物多様性への関心が高くない状況にあるため、一層の周知が必要となります。
- 獣類による農作物被害が増大しているため、対策を講じる必要があります。
- 天然記念物については、市町村指定の植物において、枯損による指定解除が生じているため、適切な保護を助言する必要があります。

施 策
(1)~(2)

(2) 豊かな自然環境・資源の価値創造

現 状

新たな木材利用の創出

○県産材を使用した住宅や木製品の導入やCLT（直交集成板）やLVL（単板積層材）等の県産材を活用する建築物に対し、経費の一部を助成しています。

自然資源・観光資源の活用

○野外活動の指導や森林・林業の普及活動に寄与する専門家を育成するため、「森林インストラクター養成講座」や「みやぎ自然環境サポーター養成講座」を実施しています。

○おもてなしマップの作成やワイズユース体験（観察会等）により貴重な湿地とその生態系について知る機会を創出しています。

○自然体験活動の実施により、環境保全に対する理解の動機づけを図るとともに、日常や家庭における環境に配慮した生活改善へ向けて具体的に行動するための意識改革を行っています。

都市と農山漁村の交流

○農山漁村地域での自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型余暇活動「グリーン・ツーリズム」を推進しています。

課 題

○専門知識がある講師のもと、体験的な活動を通して環境教育の普及啓発に積極的に取り組む人材を養成する必要があります。

○高齢化や人口減少による共同活動への参加者減及び役員のなり手不足が懸念されています。

○農山漁村地域での自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型余暇活動「グリーン・ツーリズム」を推進していますが、農山漁村地域を訪れる人数は微減しています。

施 策

(3)

(3) 気候変動等に対する自然災害対策

現 状

モニタリングによる自然生態系への影響把握

○1981年～2000年のデータから、100年先（2081年～2100年）の植物潜在生育域（アカガシ、ブナ）の将来予測を行っています。アカガシは約54%から約36%～約82%、ブナは約2%～約20%の潜在生息域になると予測されています。

自然災害の予測と対策

○各市町村で、各災害のハザードマップ作製を行っています。宮城県の35市町村中、洪水ハザードマップは29市町村が、地震の震度被害マップは33市町村が作成しています。また、沿岸部の15市町村では、全ての市町村が津波ハザードマップを作成しています。



課 題

- 気候変動による影響は、予測外のものが発生する恐れもあるため、引き続き現状の対策を進めるだけでなく、よりの確な影響予測や、より適した対策の検討を進める必要があります。
- ハザードマップ作製に着手できていない市町村がある場合、支援をする必要があります。



施 策
(4)

(4) やすらぎや潤いのある生活空間

現 状**憩い空間の整備・充実**

- 都市公園面積は近年増加傾向にあり、宮城県における一人当たり公園面積は 19.3 m²/人で、全国平均（10.5 m²/人）の約 2 倍となっています。
- 県民が水辺環境に親しめるよう、親水空間の整備や港湾での緑化を進めています。

美しい景観の形成

- 美しい景観を形成するため、県民意識の醸成や屋外広告物の規制、電線類の地中化を進めています。

**課 題**

- やすらぎや潤いのある生活空間を拡充していくため、今後も計画的に取組を進めていく必要があります。



施 策
(5)

(5) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

現 状**多様な主体の協働による自然保護の取組**

- 県民・企業等の多様な主体との協働により、森づくりや普及啓発活動等の取組を行い、良好な自然環境を保全しています。

環境に配慮した農業・漁業への取組

- 農村においては地域資源の保全活動を、漁場環境では、モニタリング調査やがれき撤去等を行い、適切な漁業環境の維持・復旧を進めています。

**課 題**

- 自然保護の取組は、事業予算の半分が寄付金によること、寄付額が一部企業に偏っていることから、予算の安定的な確保や幅広い寄付の推進が重要となります。
- 県全域で漁場がれきを撤去しましたが、依然として操業中のがれき混入があることから、今後も撤去を継続的に進める必要があります。



施 策
(6)

2 施策の方向性と事業の内容

(1) 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

生態系は、光合成による有機物の合成、食物連鎖、排せつ物や動植物の死がいの分解・再利用というエネルギーの流れや物質循環を通じて、または生息・生育場所の確保をめぐる相互作用を通じて複雑に関係し合いながら、一つのまとまりとして成り立つものです。

健全な自然環境を保全するためには、様々な要素から構成される生態系やそれらの連続性を保全すべき「場」として捉え、確保していく取組が重要です。

このため、自然公園、里地里山、河川などを適切に管理・整備することで、多様な生物が安定して生息・生育できる環境の保全を図るとともに、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保し、生態系ネットワークの形成を図ります。

① 健全な生態系の保全

○自然公園等の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、公園区域内での行為規制を行います。また、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域における継続的な管理や新たな指定に努めることにより、自然環境の保全を図ります。

○地域森林計画対象民有林において開発等が行われる場合には、林地開発許可制度による適正な指導に努めます。宅地造成等、20ha以上の土地の形質の変更を伴う大規模開発行為についても、適正な指導を行い、開発行為者等との間に自然環境保全協定を締結します。また、自然公園区域や県自然環境保全地域等も含め、違法な開発行為などが行われることのないよう、監視体制の充実・強化に努めます。

○栗駒山において登山道の浸食などによる植生の劣化が認められたり、松島で松くい虫被害により松枯れが発生したりしていることから、植生の復元や景観の保全、修復等の対策を継続的に実施します。

○里山林については、適切な森林整備による環境改善を図るとともに、針広混交林へ誘導するなど多様な森林づくりを進めていきます。

○河川については、治水上の安全性を確保しながら、生物の良好な生息・生育環境の保全に配慮した川づくりを行います。

② 生態系ネットワークの形成

○森林や水系などに着目しながら、多様な生態系を様々な形で連続させるコリドーの構築による生態系ネットワークの形成を目指し、生態系ネットワークの考え方を広く周知するとともに、関連事業の実施を展開します。

③ 天然記念物の保全

○学術上貴重で、自然を記念するものについては、引き続き、天然記念物に指定し保全していきます。加えて、既存指定文化財に適切な保存・活用が図れるよう、保護対策を実施します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(2) 生物多様性の保全、自然環境の保全・再生

生物は、「食べる・食べられる」の関係を基本として、生息場所をめぐる関係など、他の生物と互いに深く関わりあいながら生活しています。生物の多様性を保全するとともに、損なわれた自然環境を再生することにより、自然環境の「質」を確保することは、すべての生物にとって重要なことです。

希少野生生物をはじめとする在来野生生物の保護・保全対策や、人と野生鳥獣が適切な関係を維持するための野生鳥獣の保護管理を行うことにより生物多様性を保全し、地域協働を基本とした自然環境の保全・再生の推進に取り組みます。

① 生物多様性保全のための総合的な取組

- 令和元年度に改訂した「宮城県生物多様性地域戦略」に基づき、取組を総合的に推進し、生物多様性の保全を図ります。
- 生物多様性の認知度が依然として低いことから、生物多様性フォーラムの開催やパネル展示等を実施するなど、効果的な普及啓発方法について検討・展開するとともに、自然環境保全や環境緑化推進のための市町村への支援を行います。

② 在来野生生物の保護管理・保全

- 希少野生生物の生息・生育地のうち、特に保護・保全が必要な生息・生育域について、多様な主体と連携し、継続的に対策を進めます。
- 野生鳥獣の安定的な保護や農作物被害等の防止のため、野生鳥獣の適正な保護管理を行うとともに、鳥獣保護についての普及啓発を継続的に行います。特に生息域が拡大傾向にあるイノシシ・ニホンジカ等の野生動物の管理に関しては、個体数の調整や新規狩猟者の育成を行います。また、国の補助事業等を活用し、野生鳥獣被害防止のための市町村への支援を行います。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

③ 自然環境の保全・再生

a 水辺環境

○本県では、「ふるさと宮城の水循環保全条例（平成 16 年宮城県条例第 42 号）」に基づき、計画的な用水の活用による水循環への負荷の低減と、豊富な生物が生息・生育できる環境の確保などを総合的、計画的に推進する「宮城県水循環保全基本計画」を策定しています。

県内の 5 つの河川流域のうち、「流域水循環計画」が未策定の南三陸沿岸及び阿武隈川流域については、東日本大震災からの復興事業の影響を踏まえた計画策定の作業を進めていくこととし、既に流域水循環計画が策定されている流域については、流域水循環計画推進会議を開催し、各流域の水循環保全活動を支援するとともに、計画期間満了時点の課題等を加味して次期計画を策定します。

○これらの計画に基づき、NPO 法人等の民間団体の活動の支援や「ふるさと宮城の水循環保全条例」に基づく水道水源特定保全地域の指定等を行います。

○県内の各河川において、河川への親しみや水環境保全意識を醸成するため、継続して水生生物による水質調査を行い、その結果を公表します。

○伊豆沼・内沼において、水質は依然として課題であるものの、外来生物駆除等の再生事業等により、在来生物の復元が進んでいるため、引き続き各種取組を継続して進めます。

○蒲生干潟の自然再生は、東日本大震災に伴う津波により被災したため、事業を中止し、自然環境の変化及び再生状況の把握及び注意看板の設置などにより鳥類の営巣環境や希少植物等の保全に努めていますが、今後は、事業の必要性を含めた検討を進めていきます。

b 森林・里山

○金華山島内では、原生林をはじめとした植生の保護・保全を図るため、植生回復までの間、防鹿柵の維持管理を実施します。

○中山間地域において、農業生産基盤や生活環境基盤の整備、定住化に関する施策を推進し、中山間地域の有する多面的機能の維持を図ります。

○県有地の一部を、里山環境学習林として位置づける等、区域内の森林整備を実施し、里山林の保全を推進します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(3) 豊かな自然環境・資源の価値創造

人工林の多くが利用期を迎える中、森林の持つ多様な機能を維持しながら、積極的に木材を利用していくことが求められています。このため木材の地産地消を進める「みやぎの木づくり運動」等の取組を進めるとともに、森林の循環利用を確保するため、伐採後の再造林等を推進し、持続可能な森づくりを進めます。

また、地域の共同活動に係る支援を行い、農地等の地域資源や農村景観の適切な保全管理を推進するとともに、農村が持つ多様な地域資源を活用した都市と農村の交流を推進します。グリーン・ツーリズム等による、地域資源の魅力を伝える農業体験や交流機会等を活用するほか、教育・農業分野の連携の強化を進めるなど、県民理解の向上に向けた取組を推進します。

① 新たな木材利用の創出と地域循環

○木材の生産・流通・加工体制の整備を支援するとともに、CLT等の新たな木材需要の創出や県産材の利用を促進するため、県産材を使用した住宅や木製品の導入経費の支援等を行います。

② 自然資源・観光資源の活用

○県ならではの多様な景観と変化に富んだ自然環境を活かし、環境教育やエコツーリズムのプログラムを企画・実施します。

③ 都市と農山漁村の相互連携

○農山漁村地域での自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型余暇活動を推進するとともに、来訪者の維持・拡大に向け、積極的な情報発信や実践者の育成に努め、グリーン・ツーリズムによる農山漁村の振興を図っていきます。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(4) 気候変動の影響による自然災害対策

地球温暖化に伴う気候変動により、沿岸域や低平地が多い日本では、海面上昇、豪雨の増加、台風の激化などにより、水害・土砂災害・高潮災害や、降雨の変動幅の拡大に伴う渇水など、自然災害の頻発・増加が懸念されており、対策が必要となっています。

これらの自然災害に対して、既に現れている影響や将来の影響予測から、防災の強化や災害ハザードマップの作製・公表など影響を回避するための対策を進めていくとともに、対策の重要性について、県民・事業者への普及啓発を推進します。

① モニタリングによる自然生態系への影響把握

- 気候変動による生態系サービスへの影響を把握するため、適応策を適切に講じます。
- 魚取沼県自然環境保全地域特別野生動植物保護地区指定動植物である「魚取沼のテツギヨ」及び「御獄山のアズマシャクナゲ」を、環境変化に起因する衰退・消滅の危機から守るため、テツギヨ、アズマシャクナゲの生態及び特性と周辺環境の変化を調査します。

② 自然災害の予測と対策

- 強雨時における初期雨水及び土砂の流出を抑制できるよう、森林の整備・保全を適切に行うとともに、河川整備の推進など適切な水害対策を進めます。
- 農地やため池等の有する貯水機能を活用して河川への負荷を軽減します。
- 市町村が作成する洪水や津波等に対するハザードマップの作成・公表を支援するとともに、避難路・津波避難ビル等の整備等、ソフト面の対策を推進します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(5) やすらぎや潤いのある生活空間の創造

公園や街路樹等の緑は、里地里山や水辺、山地の森林と相まって多様な緑地環境を形成し、私たちにやすらぎを与える空間となっています。また、親水性に富んだ水辺空間は自然に対する理解を深める場所としても重要な役割を担っています。

このような身近な緑や水辺など、地域の特性を活かした生活空間における潤いのある環境づくりを推進し、地域の良好な景観の形成を支援します。

① 憩い空間の整備・充実

○都市公園については、多様化したニーズを反映し、環境・レクリエーション・防災・景観・歴史文化などの視点を踏まえ計画的に整備を推進します。

○親水空間として、県民が水辺に親しみ、環境教育や憩いの場として活用できるよう、必要に応じて護岸や堤防等の河川構造物に階段工を設置するなど、親水性の確保を図ります。また、港湾・漁港を訪れる人々が利用できる、憩いの場やレクリエーションの場としての緑地の整備や維持管理に努めます。

○定期的に道路や河川などの清掃や緑化作業を行い、良好なまちづくりに積極的に取り組む県民、事業者及び民間団体の活動を支援します。活動参加者の高齢化が進んでいることから、継続的で安定した運営体制を維持できるよう、幅広い年齢層や新たな担い手確保のための普及啓発を展開します。

② 美しい景観の形成

○美しい景観を形成するための基本理念や基本目標を定めた「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（平成24年3月）」に基づき、県民・事業者及び市町村と連携し、地域の景観形成活動を支援します。

○景観づくりの担い手となる県民や市町村等に対し、啓発による景観形成の意識醸成を図るとともに、アドバイザー派遣やワークショップ等の手法による人材育成を支援します。

○地域固有の景観に調和したまちづくりや屋外広告物の規制により、美しい景観の形成を推進します。

○自然公園等の区域内における行為の規制により、優れた自然景観の保護を図ります。

○「屋外広告物法」及び「屋外広告物条例」に基づいた規制を進めるとともに、みやぎ違反広告物除却サポーター制度を設ける等、継続して電柱などへの違法はり紙除却活動を支援します。

○無電柱化推進計画に基づき、電線の地中化を推進します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(6) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

豊かな自然環境を地域文化とともに次世代に引き継ぐために、多様な主体による協働の取組や自然とのふれあいの推進、環境に配慮した持続可能な農業・漁業への取組を推進します。

また、地域の自然環境を保全する活動を効果的に推進するため、行政や県民、民間団体及び専門家などの地域の多様な主体が自然環境の現状に関する情報を的確に把握するとともに、互いに共有し、緊密な連携による協働を図るほか、**防災・復興事業の工事においては、自然環境へ配慮します。**

① 多様な主体の協働による自然保護の取組

○県民自らが積極的に自然環境の保全活動に取り組むことができるように、事業者や民間団体、行政などの多様な主体との協働を、**さらに**推進するとともに、活動の育成・支援に努めます。

○緑豊かな地域づくりを進めるため、県民や民間団体が主体的に取り組む森林づくり及び植樹活動や、社会貢献を目的とした事業者等による里山林の再生活動を**継続して**支援します。

② 自然とのふれあいの推進

○森林インストラクターやみやぎ自然環境サポーターの養成講座等を引き続き開催し、森林整備・普及活動で指導的役割を果たす人材を育成していきます。

○ラムサール条約に登録された4湿地の魅力を広く情報発信し、国内外からの来訪者を誘致するとともに、地域住民への普及啓発やそれを支える人材の育成を推進していきます。

○専門講師のもとで自然体験活動を行い、理解を深めてもらうことで、環境教育等の普及啓発に積極的に取り組む人材になってもらえるよう、登山や野鳥観察などの自然体験活動事業を引き続き展開するとともに、人材育成も進めていきます。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

③ 環境に配慮した農業・漁業への取組

- 自然循環や環境負荷の低減を可能にする有機農業など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者・地域住民を、国等と協働して支援します。
- 環境に配慮した農業を推進するため、土づくりや化学合成農薬・化学肥料の使用低減に取り組むエコファーマーの育成、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の運営を継続して行います。
- 市町村における田園環境整備マスタープランの策定や、環境配慮対策実施地区を指定するなど、生物等の生息環境の保全に配慮した事業を展開します。
- 地球温暖化に伴う海水温の上昇などが懸念されることから、継続的に水質など漁場環境のモニタリングを行い、長期データの蓄積と分析を行うことで、漁場環境の保全を図ります。
- 多面的機能支払交付金により、農地・農業用水等の生産資源や農村が有する自然環境・景観などの環境資源を持続的に保存するために、農業者だけでなく地域住民が一体となって保全向上する共同活動を支援しています。

○また、東日本大震災により漁場に流出した葎れきについては、依然として操業中の混入があることから、漁場環境の復旧に向け、今後も継続的に撤去を進めます。

④ 自然環境情報の把握と共有

- 自然環境要素に関する基礎調査の実施に努めるとともに、自然環境の保全・再生に関する総合的な調査研究体制の確立を推進します。
- 調査研究を通じて得られたデータや知見を県民に公開・共有し、自然環境の保全に向けた各主体の取組がより一層促進されるよう努めます。

⑤ 防災・復興事業の工事における自然環境への配慮

- 復興事業における環境影響評価について、平均3年程度かかってしまうことから、特例に該当する事業がある場合には、特例措置を設け、手続きにかかる期間を短縮するなど、復興事業への迅速な着手を支援します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

3 管理指標と目標

(1)

図6:*****

出典:*****/平成14年度

表3:*****

政策 4 安全で良好な生活環境の確保

1 現状と課題

- 「大気汚染」、「悪臭」、「水質汚濁」、「騒音」、「振動」、「土壌汚染」、「地盤沈下」については、概ね基準値を達成し、安全で良好な生活環境が維持されています。さらなる対策により改善を図る必要があるものとしては、主に下記の内容が挙げられることから、適切な対策を講じ、改善していく必要があります。
 - ・ 全県的な光化学オキシダント対策
 - ・ 閉鎖性水域における水質改善
 - ・ 一般環境騒音、自動車交通騒音、新幹線騒音（I 類型）の改善
- 「県内の空間放射線量率」については、東京電力福島第一原子力発電所の事故直後に比べ大きく低減し、横ばい傾向にあります。
- 環境に関する県民意識調査では、各環境分野のうち、「大気環境の保全」、「水環境の保全」、「放射性物質への対応」が重要度が高い結果となりました。

関連グラフ

・

関連グラフ

・

関連グラフ

・

関連グラフ

・

(1) 典型 7 公害

現 状

大気汚染

○概ね良好で、大気汚染に係る環境基準は概ね達成していますが、光化学オキシダントが全県的に環境基準を超過しています。

悪臭

○ここ数年、苦情件数が減少傾向にあるものの、年間 100 件を超える苦情が寄せられています。

水質汚濁

○「生活環境の保護に関する項目」は、河川などほとんどの水域で環境基準を達成していますが、松島湾や釜房ダム等の閉鎖性の高い水域で環境基準を達成できない状況が続いています。

○「人の健康の保護に関する項目」は、概ね環境基準を達成していますが、迫川と江合川上流で、環境基準を超過している項目が出ています。地下水についても、環境基準を超過する地点が確認されています。

土壌汚染

○農業用地において、環境基準を超えるレベルではありませんが生産された農産物からカドミウムが確認されている地域があります。

地盤沈下

○地盤沈下の計測地点 3 か所のうち、東日本大震災時に「気仙沼地域」、「仙台平野地域」で地盤が大きく沈下しましたが、それ以降は大きな変化は見られていません。

騒音・振動

○騒音・振動については、「新幹線騒音（I 類型）」で達成率自体が依然として低い状況となっています。

課 題

- 全県的な光化学オキシダント対策、閉鎖性水域での水質改善対策、新幹線騒音（I 類型）の改善に向けた対策を行っていくことが必要になります。
- また、今後も公害が発生しないよう、監視・対策を継続的に行う必要があります。

施 策
(1)~(4)

(2) 化学物質、放射性物質

現 状

化学物質

○化学物質等は、ダイオキシン類の状況を毎年測定しており、概ね環境基準を達成している状況となっています。

放射性物質

○県内の空間放射線量率は、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質が除染や時間の経過などによって減少したため、事故直後に比べ大きく低減し、横ばい傾向にあります。

課 題

○安全な環境を維持するため、引き続き監視・指導を行っていく必要があります。

施 策
(5)~(6)

(3) 気候変動の影響による水資源の確保

現 状

水供給対策

○1981年~2000年のデータから、100年先(2081年~2100年)の七ヶ宿ダムにおけるクロロフィルa濃度(高いほど水質汚濁が進んでいるとされる指標)の将来予測を行っています。年最高濃度では約1.9倍~約2.8倍、年平均濃度では約1.7倍~約2.4倍となっており、水質の悪化が予測されています。

課 題

○予測外の影響が発生する恐れもあるため、引き続き現状の対策を進めるだけでなく、よりの確な影響予測や、より適した対策の検討を進める必要があります。

施 策
(7)

2 施策の方向性と事業の内容

(1) 大気環境の保全

国の定める環境基準に基づき監視・計測を行い、その結果を公表するとともに、発生源への対策や規制・指導などの必要な対策を適切に講じます。また、工場及び事業場等からの悪臭の発生など、身近な公害についても継続的に指導・啓発に努め、安全でさわやかな大気環境の保全を図ります。

① 良好な大気環境維持のための監視（モニタリング等）

- 宮城県の良い大気環境を今後も維持し続けていくため、「大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）」に基づき、県内の大気汚染の状況を常時監視し、結果をホームページでリアルタイムに公表します。
- 大気汚染の原因となる物質のうち、低濃度でも長期間のばく露により、健康影響が懸念されるものを有害大気汚染物質といい、248 種類の物質が選定されています。このうちの 21 物質については健康リスクがある程度高いと考えられていることから、毎月一回のモニタリングを継続し、健康影響の未然防止に努めます。

② 大気汚染発生源への対策・規制

- 本県では、光化学オキシダントが全県的に超過しており、高濃度時には目がチカチカする、喉が痛むなどの健康被害につながる恐れがあることから、濃度が上昇した場合には、注意報を発令し、健康を守るための行動を広く周知するほか、協力工場に対して燃料使用量の削減を求めます。

- 自動車交通による大気汚染対策としては、「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」を策定し、道路構造対策、発生交通量低減対策、交通流対策、沿道対策など、総合的に対策を進めてきたことで、大気汚染に関する項目は管理目標を達成しました。今後も、継続的に対策を講じることで、大気汚染の防止に努めます。
- ばい煙発生施設を設置している工場及び事業場や有害大気汚染物質となる揮発性有機化合物（VOC）排出施設に対しては、定期的な立入検査を実施し、適切な施設の管理などを指導します。
- 水銀について、平成 30 年度から新たに排出規制が開始されたことから、対象施設への立入検査等を行い、適切に監視・指導していきます。
- 大規模発生源を有する工場等と公害防止に関する協定を締結するなど、法規制以上の負荷削減に向け、取組を展開します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・光化学オキシダント
- ・大気汚染の監視対象、測定場所など

③ アスベスト対策

○建築物の違法解体や不適正処理によるアスベスト（石綿）の飛散防止を図るために、「大気汚染防止法」に基づく特定粉じん排出等作業実施届出工事現場等の立入調査やパトロール、アスベスト濃度の測定を行うほか、作業基準徹底のための普及啓発を行います。

○今後、アスベストを含有する建材を使用した建築物の解体が増えると予測されることから、継続的に調査・指導を行っていきます。

④ 悪臭防止対策

○悪臭については、**良好な生活環境を維持していくため、継続的に立入検査・臭気測定**を行い、適切な施設管理指導を行います。

○また、市町村に対して悪臭規制に関する研修会の開催**支援を行うなど、啓発に努めます。**

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

・大気汚染の監視対象、測定場所など

(2) 水環境の保全

河川、湖沼、海域などの公共用水域に対して、国の定める環境基準に基づき監視を継続するとともに、各水域へ流入する汚濁負荷の低減に努めます。全ての公共用水域で環境基準を達成できるように、汚濁物質の発生源対策の強化を図ります。

① 良好な水環境維持のための監視（モニタリング等）

○良好な水環境を維持していくため、有機性物質による水質汚濁については、「水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）」に基づき、有害物質による水質汚濁の状況については、「水質汚濁防止法」に基づき継続して環境基準項目を測定し、結果を公表します。

② 閉鎖性水域等における水質改善対策

○閉鎖性水域では、環境基準を達成できていない水域が多い状況にあることから、引き続き適切な対策を行っていきます。

○その中で、より一層の水質改善が求められる松島湾と釜房ダムにおいては、これまで様々な対策を講じてきており、今後は、その対策による効果の検証・評価などを行いながら、継続的に最適な対策を行っていきます。

○閉鎖性水域では、富栄養化が進行しやすいことから、継続的に内湾流域内の工場・事業場を対象に排水規制や指導を行うことで、閉鎖性水域における富栄養化を防止します。

③ 水質汚濁発生源への対策・規制

a 生活環境の保全に関する項目／有機性物質

○阿武隈川、松島湾などについては、水質汚濁防止法による環境基準が生活環境を保全するために十分ではないと考えられることから、今後も継続的に厳しい規制をかけ、立入検査・指導を行っていきます。

○排水基準が適用されない小規模な事業場等についても、汚濁負荷削減方法などについて指導を行います。

○家畜飼育農家への適切な指導により、「家畜排せつ物法」に基づく指導件数は少ない状態ですが、畜産経営における苦情は毎年発生していることから、継続的に施設整備の推進や家畜飼育農家へ指導していきます。

b 人の健康の保護に関する項目／有害物質

○一定の要件を備える施設を特定施設として定め、継続的に公共用水域に排出される水について排出基準を適用して規制するとともに、立入調査・指導を行っていきます。

○地下水汚染に対して、住民の健康被害防止の観点から、県境基準を超過した地点については、飲用中止及び水道への切り替えを指導するとともに、継続的に調査を行っていきます。

○ゴルフ場で用いられる農薬について、不適切使用の事例が見られることから、継続的に農薬の使用状況を把握し、安全かつ適正な使用について指導を行うとともに、研修会などを行い啓発に努めます。

(3) 土壌環境及び地盤環境の保全

土壌環境については、「土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）」に基づき、重金属及び揮発性有機化合物等による土壌汚染の状況に応じ、適切な管理及び処理を指導します。

地盤環境については、地盤沈下が見られる地域において、水準測量等の長期監視を継続するほか、地下水の揚水等の規制を徹底し、地盤沈下の未然防止を図ります。

① 適切な土壌汚染対策

- 農業用地において、**水稲へのカドミウム汚染が懸念・確認される地域があることから、吸収抑制対策の徹底を図るとともに、出荷前調査を実施することで、カドミウム基準値超過米の市場流通を適切に防止します。**
- 土地所有者等が実施する土壌汚染状況調査の結果により、環境基準に適合しない土地については、地下水の水質測定、土壌汚染の除去、封じ込めなどの対策を指示し、県民の健康保護を図ります。

② 地盤環境の保全

- 地盤沈下が見られる仙台平野地域、古川地域及び気仙沼地域において、地表面の変動を観測する水準測量及び地下水位の観測を継続し、地盤沈下の状況の把握に努めます。
- 「工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）」又は「公害防止条例」に基づき、**地盤沈下の恐れのある地域を指定しています。指定地域内で、基準以上の用水設備により地下水を採取しようとする者には届出を義務付け、地下水揚水量の削減及び適正な利用を指導するなど、安全な地盤環境を保全するため、継続的に管理を行います。**

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(4) 地域における静穏な環境の保全

騒音や振動は日常生活に関係の深い環境問題であり、その発生源は、自動車、鉄道、航空機、工場及び事業場、建設作業、飲食店業並びに日常生活などがあります。

騒音の環境基準は、一般環境（道路に面する地域を含む）、自動車交通、航空機及び新幹線鉄道といった種類ごとに、地域の土地利用状況や時間帯に応じて類型分けされた値が定められており、それぞれの環境基準の達成及び維持を図ります。

また、騒音・振動については、工場及び事業場や建設作業などの発生源に対し、法令に基づく規制基準が設定されており、これらの遵守状況を確認します。

① 騒音・振動防止対策

- 幹線道路や新幹線鉄道、飛行場周辺における騒音を測定し、環境基準の達成状況を確認し**ており**、測定結果を取りまとめ公表するとともに、必要に応じて事業者等に対して対策を要請します。
- 工場及び事業場、建設作業からの騒音・振動については、「騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）」、「振動規制法（昭和 51 年法

律第 64 号）」及び「公害防止条例」に基づく規制基準を遵守させるため、届出内容の審査のほか、必要に応じて立入検査及び指導を行います。

- 生活環境での騒音については、深夜営業の Snackbar、バー、カラオケ店等から発生する騒音について規制基準が守られるよう、営業者への周知啓発のほか、必要に応じて立入検査及び指導を行います。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(5) 化学物質による環境リスクの低減

私たちの日常生活は多様な化学物質を利用することで支えられており、環境中には多くの化学物質が存在しています。それらは製造、使用及び廃棄の過程で排出されたものや非意図的に生成されたもの、また、環境中における化学的変化により生成されたものが混在しています。

化学物質による影響が疑われる事態が発生したとしても、多くの場合、その原因を特定することは困難です。将来にわたって持続可能な社会を構築するためには、生活、経済活動において用いられる化学物質の有用性を認識しつつ、環境への悪影響が生じる可能性についての配慮が必要となります。

このため、県民、事業者及び行政が、化学物質に関する情報を共有しながら適切なリスク評価を行い、環境への影響を低減する取組を進めていきます。

① 有害化学物質による環境汚染防止対策

○一般環境中への化学物質の残留（環境汚染）の実態を把握するため、環境省が行う調査に参加し、白石川及び迫川では水質、松島湾では水質、底質及び生物、仙台市内では大気の調査を実施します。

○環境基準項目ではないものの環境等への影響が懸念される物質については、環境中の残留実態等を踏まえ、必要な対応を検討していきます。

○ダイオキシン類について、「ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）」に基づき、大気、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌を測定し公表するとともに、汚染が判明した場合は、その原因を究明し、必要な対策を講じます。工場及び事業場からの排出ガスや排水については、継続的に、ダイオキシン類の自主測定結果を公

表するとともに、立入検査を行い、適切な施設の維持管理等について指導を行います。

② 環境リスク管理の促進

○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）」に基づき、化学物質の排出量等を把握し、情報のデータベース化、分かりやすい形での情報提供等を行うほか、事業者の自主的な化学物質の管理改善の促進に向けた普及啓発を継続していきます。

○リスクコミュニケーションについて、事業者が理解を深め、自主的に取組を進められるよう、継続的にセミナーを実施するとともに、セミナー内容の充実やアドバイザーの派遣、リスクコミュニケーション事業の企画立案等の支援を展開します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(6) 放射性物質による環境汚染対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い環境中に放出された放射性物質は、本県を含む周辺各県に飛来しました。空間放射線量率については物理的な減衰、雨による流出などの自然作用（ウェザリング効果）や除染により低減していますが、依然として放射性物質の残存が確認されています。

環境中の放射性物質によるリスクを低減し、県民の不安解消のため、市町村の除染対策の支援を行います。また、放射線・放射能を測定し、その結果を県民に提供するとともに、放射線・放射能に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

① 放射線の測定

○県内の空間放射線量率については、全市町村に設置されたモニタリングポストにより、24 時間連続で測定されており、測定結果は専用のポータルサイトで公開しています。

② 除染対策等の支援

○放射性物質による汚染の除去については、平成 28 年末までに県内の面的除染を完了しましたが、除去土壌等の処分が課題となっていることから、関連市町と連携を密にし、処理の推進を支援していきます。

③放射線・放射能に対する不安解消

○放射線・放射能の測定を継続的に実施し、その結果をホームページにおいて速やかに公開します。また、放射線・放射能に関する相談窓口やセミナーの開催，出前講座の実施などにより、正しい知識の普及啓発を図り、県民の不安の払拭に努めます。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(7) 気候変動の影響による水資源の確保

地球温暖化に伴う気候変動による湖沼や河川等の水資源が受ける影響は大きく、降水量の増加による土砂流出量の増大や、水温上昇による富栄養化など、水質の悪化が起こることが予想されます。それらに対して、水質モニタリングの実施及び結果の公表や、流入負荷量の低減対策などで水質の保全を進めるとともに、県民・事業者への普及啓発を推進します。

① 水供給対策

○地球温暖化の進展による気候変動により、積雪量の減少や空梅雨の発生など、水環境に変化が起こることが予想されます。また、豪雨等の異常気象の増加や水温上昇により、水源の濁度の上昇や、排水設備のオーバーフローによる汚染物質の増大等、水質の悪化が懸念されます。そのため、水質の把握（地表水・地下水）、公共用水域のモニタリングの実施及び結果の公表、流入負荷量の低減対策の推進等を行い、水資源の保全を推進します。

○水源の濁度が上昇した場合でも、安全・安心な浄水を安定的に提供するため、各種水処理薬品による浄水処理体制を整備しています。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

3 管理指標と目標

(1)

図 7 :*****

出典 :***** /平成 14 年度

表 4 :*****

共通 すべてのに共通する取組

1 施策の方向性と事業の内容

(1) すべての主体における環境配慮行動の促進・支援、環境にやさしいライフスタイルへの転換

① すべての主体における環境配慮行動の促進・支援

a 県民・事業者

○県民・事業者が環境配慮行動の宣言登録を行う「みやぎe行動（eco do!）宣言」の取組について、宣言後の環境配慮行動の取組状況を把握することで環境配慮行動の継続を促していきます。

b 市町村

○各市町村の地域環境計画や地球温暖化・生物多様性等に関する個別の環境関連計画の策定について、策定手法の助言や環境情報の提供等の支援を引き続き行います。

c 県

○庁舎や施設等の利用、維持管理に当たっては、引き続き資源・エネルギーの効率的な利用を進め、環境への負荷を低減します。

○物品等の使用においては、グリーン購入に努めるとともに、資源やエネルギーの節約及び廃棄物発生量の削減などにより、さらなる環境への負荷低減を進めます。

○公共施設等の建設・解体等工事においては、周辺環境に配慮した施工、建設系廃棄物の3R等を引き続き進めます。

② 環境にやさしいライフスタイルへの転換

a 環境にやさしい移動・交通

○環境負荷の低い交通手段であり、健康寿命の延伸に寄与する自転車利用・徒歩を推奨するとともに、環境の整備を図ります。

○人口減少・少子高齢化社会における持続可能な交通手段として、デマンド交通や小型電気自動車などの活用・環境整備を支援します。

b 地方移住・二地域居住

○多様化するライフスタイル・価値観への対応や、都市にはない健康で心豊かな暮らしの実現のための手法として、農山漁村への移住・二地域居住は注目を浴びており、それは、過疎地域での担い手づくりという効果も期待できます。そのため、まずは、都市部における移住関連イベントの実施や、関連情報の提供・相談支援体制の充実強化、そして、子どもの農山漁村での実地体験・宿泊体験などの支援を進めます。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

・
・

(2) 環境配慮型経営等の促進・支援、持続可能な経済システムの構築

① 環境ビジネス、経済システムの構築

a 環境ビジネス

○環境ビジネスの市場規模の把握や、優良事例の情報収集・分析を行い、水平展開するとともに、市場拡大を後押しするため支援制度の充実や、顧客接点や人材・資金などの不足するリソースを補完するなど、最適な支援についての検討を行います。

○地球温暖化対策をはじめとした環境ビジネスの拡大は、環境問題の解決と同時に経済成長にもつながる重要な取組であることから、県では「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」を策定し、環境産業の振興を推進してきました。今後も引き続き、新たなビジネスモデルに関する情報提供を行うとともに、地域新電力や送電系統の調整力に係るサービス事業など、エネルギー関連サービス関連産業の振興・誘致を進めます。

○県内企業等の再生可能エネルギー等・省エネルギー関連の新製品開発を支援し、宮城発の再生可能エネルギー等関連製品の製品化を目指します。

b グリーン購入の促進

○購入の必要性を十分に考慮するとともに、品質や価格だけでなく環境に配慮された製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先的に購入する「グリーン購入」の取組を普及・促進することにより、環境に配慮した事業者が適切に評価される市場の形成を促進します。

○環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定するとともに、公共工事等において、モデル事業として宮城県グリーン製品を使用することにより、グリーン製品に関する県民の認知度向上を図ります。

c 事業者の環境配慮経営等の支援

○環境配慮型経営に取り組む中小企業者や、再生可能エネルギー発電事業を行う中小企業者に対し、「宮城県中小企業融資制度」により、資金調達の支援を行います。

○物品等調達優遇制度に基づいた環境配慮事業者からの優先的な物品発注を進めるとともに、建設工事、建設関連業務において入札参加資格登録や総合評価落札方式で加点を行うなど、環境配慮事業者の優遇施策を展開し、事業者間への環境配慮行動の普及を図ります。

○県内事業者へコーディネーターを派遣し、環境配慮経営の方法などについて助言等を行います。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(3) 各主体相互のパートナーシップによる協働・連携の推進・支援

① 各主体の相互パートナーシップによる協働・連携・支援

○環境と経済の両立した真に豊かな富県宮城の実現に向け、再生可能エネルギーの大規模な導入やエコタウン形成の動きにあわせ、その中核となりうる企業やクリーンエネルギーに関わる新たな技術に関する産業創出を目指し、産・学・官がそれぞれの強みを活かし連携した取組を進めます。

○廃棄物分野において、リサイクルが進んでいない状況及び最終処分の多い廃棄物について、産学官の関係機関と連携し、課題解決のための研究を進めるとともに、県内の大学・教育研究機関と地域のNPO・事業者との連携や共同研究開発を支援するなど、事業者や民間団体、自治体の枠組みを超えた連携システムの構築を進めます。

○市町村の連携を進めるため、市町村等を対象としたワークショップを開催するなど、情報の共有化や協議の場を積極的に提供するとともに、先進事例や国の動向を紹介するなど情報提供機能を高め、各主体のニーズに応じていきます。

○社会を取り巻く環境の変化に伴い、地域や社会全体が抱える問題等が多様化・複雑化している中で、これまでの行政や企業を中心とした制度や仕組みのみでは限界があるため、NPOが取り組む社会的・公益的な活動に対する期待が高まっています。NPOが様々な課題の解決に向けて取り組むためには、行政や企業をはじめ様々な主体と連携・協働していくことが重要であることから、多様な主体とのパートナーシップの確立に取り組みます。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(4) 環境技術の開発・普及・支援

① 持続可能を支える研究や技術の開発

○産学官が連携して行う環境関連新技術の共同研究への支援や、県の試験研究機関等における研究等により、多種多様な分野での環境配慮製品の開発や環境配慮手法の確立を目指します。

○環境関連ものづくり産業の活性化は、製品の地産地消により環境と経済の好循環を高めていくことにつながることから、県では、環境関連ものづくり産業への補助や研究会の開催など支援を行ってきました。こうした取組に

より、少しずつ芽が出始めていることから、着実に成長・拡充するよう、引き続き支援を行うとともに、関連技術者等の人材育成を支援していきます。

○水素関連分野は、経済性の観点から本格利用までは当分時間がかかることが見込まれますが産業プロセスや熱利用等、様々な領域で低炭素化を図ることが可能となることから、さらなる技術開発、技術実証等を支援していきます。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(5) 環境教育、情報の集約・発信、普及啓発

① 学校・社会における環境教育、
基盤整備

- 児童生徒が、環境問題や持続可能な社会の構築の必要性・重要性和課題などへの理解を深め、自ら環境を大切にすることを養い、主体的に環境の保全に配慮した行動が取れるようにするため、小・中・高等学校を通じた環境に関わる指導内容の充実を図ります。
- 出前授業などにより各学校における環境教育の取組を支援するとともに、児童生徒・家庭・地域全体への環境配慮行動の波及・定着を進めます。
- 持続可能な社会の形成に向け、一人ひとりが地球温暖化や気候変動の影響などを理解し行動に移す機運を高めるため、各世代における環境教育の取組を進めるとともに、教育人材の育成を促進します。
- 「宮城県保健環境センター」内に設置した「宮城県環境情報センター」を環境教育の拠点として整備するとともに、自然環境学習の拠点である「宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター」、「県民の森」等の機能の充実を図ります。
- 学校、事業者及び民間団体等が行う環境学習・環境保全活動の取組を支援します。
- 環境教育の活動内容を世界に発信し、ESDを広めていくための地域の拠点として、国連

大学により認定を受けた仙台広域圏（仙台市、大崎市田尻、気仙沼市、七ヶ宿町及び白石市）において、それぞれの地域特性を活かした環境教育の取組を引き続き支援します。

② 環境情報の集約・発信、普及啓発

- 年齢や生活の環境を問わず、すべての県民に環境情報が伝わるよう、広報誌やホームページ、多くの県民の目に触れるマスメディアなどとも連携を図り、情報を発信していきます。
- 「宮城県環境教育リーダー」による講座の実施や、コーディネーターの企業への派遣などの事業を通じ、県民・事業者への環境教育、普及啓発を展開することで、より深い理解を促します。
- 環境情報は、自然災害等の生命の危険に関わるものから、長期間にわたって学んでいくものまで幅広くあります。必要な情報を必要なタイミングで分かりやすく届けられるよう、仕組み・体制づくりを進めていきます。
- 環境配慮行動の実践を促進するため、SNSやIoTを活用した普及啓発やアプリケーションソフトによる環境配慮行動の見える化など情報発信を推進します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

(6) 環境の保全・活用に関する協定の締結、開発行為における環境配慮

① 環境の保全・活用に関する協定の締結

a 環境配慮基本協定の締結

○県は、「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」に基づき、事業者（工場・事業場の面積が20ha以上）及び立地市町村等関係自治体との間での、環境配慮基本協定の締結を進めています。事業者は、事業内容に応じた環境配慮事項を自ら選択し、毎年、その進捗状況を県に報告することとしており、県は、事業者の取組を公表することなどにより、企業イメージの向上を支援します。

b 公害防止に関する協定の締結

○県は、大規模工場等の設置事業者及び立地市町村等関係自治体との間で、公害防止協定を締結することとしています。

○近年は、小規模火力発電所の新規立地及び計画が相次いでおり、定期的な周辺環境影響の報告や、必要に応じた事業所への立入検査の実施により、事業者が環境負荷に対する適切な措置を講じているかを確認し、協定の適切な運用を図ります。

c 自然環境保全協定の締結

○自然と調和した地域社会の持続・発展に向け、県は、大規模な開発行為を行おうとする事業者等及び立地市町村との間に、自然緑地の保全や植生の回復の実施などを盛り込んだ協定を締結します。

○近年は、太陽光発電施設の設置に伴う開発が急増していることから、引き続き、無秩序な開発を防止するため、適切な開発行為を指導し、開発地域及びその周辺の自然環境の保全を図っていきます。

② 開発行為における環境配慮

a 環境影響評価制度と自主的な環境配慮の取組

○「環境影響評価法」では、規模が大きく環境に与える影響が著しい事業について、事業者が事前に環境への影響を評価することとしています。再生可能エネルギー関連事業の推進を背景に、環境影響評価の審査案件が増加する中、県では、環境アセスメントの対象とならない事業についても、「環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）」に基づき、環境アセスメントを実施し、環境への影響の回避・低減を図っていきます。

○河川工事や海岸堤防工事等の公共事業については、引き続き環境分野の専門家、学識者等から意見をいただきながら、環境に配慮して取り組みます。

b 大規模開発行為への指導

○20ha以上の土地の形質の変更を伴う大規模開発行為に対し、自然環境の保全、緑被率の確保等について、引き続き事業者に対し事前指導を行います。

○開発行為が途中で廃止・中止されることによる災害の発生を防止するため、事業者との間に「開発行為の廃止等に伴う災害防止工事及び植生回復の工事施行に関する契約」を締結し、引き続き自然環境及び生活環境の保全に留意した開発を行うよう指導を行います。

(7) 規制的措置、公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策

① 規約的措置

○規制的手法は、公害の発生を防止するための排出などの規制・抑制や自然環境の適切な保全のための行為の制限など、環境を劣化させる活動を直接制限・禁止するもので、効果的に環境保全を図る手段として広く用いられています。各種環境規制法や公害防止条例の的確な運用に努めるとともに、科学的知見を踏まえ、必要に応じ、条例の見直しや新たな規制制度の必要性について引き続き検討します。

② 公害紛争等の適切な処理

○県民からの公害苦情等について、引き続き各地域に設置する公害苦情相談員が相談に応じ、必要な調査等を実施するほか、関係行政機関、地域住民等との連携及び協力のもと、適切な処理に努めます。

○公害紛争については、専門的な知見を活用して迅速な解決を図るため、「公害紛争処理条例（昭和 46 年宮城県条例第 14 号）」に基づく公害審査会を設置しています。公害に関する被害が発生した場合には、あっせん、調停、仲裁等による公害紛争の迅速かつ適正な解決に努めます。

③ 環境犯罪への対応

○生活環境に影響を与える環境犯罪の取締りを推進します。廃棄物の不法投棄や野外焼却、無許可開発行為等、環境犯罪の悪質・巧妙化が進んでいることから、対策を強化し厳格に対処します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

5章 各主体の役割

今日の環境問題は、私たちの日常生活や経済活動と深く結びついています。本計画の目指す将来像を実現するためには、県だけでなく、県民、事業者、民間団体、教育機関及び研究機関並びに市町村を含めたすべての者が、持続可能な社会の実現に向けて、環境負荷の少ない生活や事業活動を実践し、それぞれの立場に応じて自主的・積極的に環境保全に関する取組を進める必要があります。

また、すべての者が互いに連携・協力しながら、持続可能な地域づくりに向けて行動することが重要です。

1 県民に期待する役割

昨今では、低炭素エネルギーの普及促進やマイクロプラスチックによる海洋汚染など、環境問題への注目度が大きくなっています。また、次世代によりよい環境や社会をつないでいくために持続可能な社会が重要視されています。

近年も、PM2.5 などによる大気汚染や、地球温暖化による異常気象の多発など、多くの環境問題が発生しており、住み良い環境を守っていくためには、県民一人一人がこれらの環境問題に取り組んで行く必要があります。

環境を守らなければならないと思っけていても、環境問題はスケールが大きく、何をすればよいかかわからないこともあるかもしれません。しかし、本当に必要なものを考えて買い物をする、ときには車を使わず歩いてみる、当たり前と思っけていることに疑問を持つなど、私たちの身近で簡単にできることはたくさんあります。できることから取り組んでいき、活動を広げていくことがとても大切です。

県民の取組の具体例

出かけるときはマイグッズ

例えばエコバッグ、マイボトル、出かける時のおともがいれば愛着もわき、使い捨てたりすることは少なくできます。

ときどきボランティア

ボランティアに参加したら、知らなかったことを教えてもらえた。面白くなって参加したら気の合う仲間ができた。環境のために、自分のために。

ごみをダイエット

ものを買う時、繰り返し使えるものや、自然に還りやすそうなものを選ぶ、それだけでもごみを減らせます。

山や海にでかけてみる



天気の良い日は山や海に出かけてみる。そうするといろいろな発見に出会えるはず。そして、自然のありがたみ、大切さにも気づくはず。

買い換えるなら省エネ製品

技術はどんどん進化していて、驚かされます。どうせ買い換えるなら、環境にも、家計にもやさしい省エネ製品。

家でも省エネ・節水

なんだか難しい？いえいえ、電気をつけっぱなしにしない、水を出しっぱなしにしない、寒いときには少し着込む。まずは、思いついたことから。

買うなら地場産



だれがつくったか顔がわかる関係だと、安心できる。自分の身になる食べ物、子供もつかう家具、安心できるものがやっぱりいい。

少し歩いてみる

時には車を使わず歩いてみる。そうすると、今まで見えなかった世界に気づいたりする。そして、なにより健康にも、環境にもやさしい。

みどりを育ててみる

例えばプランターで野菜やハーブを育てたり、植樹に参加してみる。愛着がわくと、味も格別。自分で植えた木は大切にしたいと思います。

あたりまえに疑問をもつ

“あたりまえ”になっていることに疑問を持ってみる。暮らしは便利になっても、森や海、そして生き物たちは悲しんでいるかもしれません。

木を使う

「木を伐ることは環境破壊でしょうか？」
日本は森林資源が豊富な国です。木は CO₂ を固定しているため、使うことで林業が活性化し、森林が整備され、地球温暖化にも寄与します。

2 事業者に期待する役割

事業者に期待する役割として、まず、環境に配慮した事業活動があります。

SDGsの取組や、経営の中核に環境配慮を位置づけることは、事業者の価値を高めることにも繋がります。

さらに、ESG投資やRE100宣言を行う企業が増加するなど、投資家や大企業が環境問題への対応を進めてきており、環境問題に取り組まないことは社会経済の流れから取り残されるリスクにもなってきています。

環境・経済・社会の統合的かつ持続的発展のためには、事業者も地域の一員として、県民・民間団体・行政等と連携し、パートナーシップにより役割を果たしていくことが求められます。

事業者の取組の具体例

知らないことを見える化

なんとなくわかっているつもりで、意外と知らない光熱水道費の実情。分かれば対策は意外と簡単だったりします。まずは、実態を見える化。

マネジメント体制の構築

取引先も県民も意外と見ています、あなたの会社。環境マネジメントシステム等のマネジメント体制構築が企業価値向上につながる時代。

できる地域貢献を考える

地域社会と密接に関わる企業活動。地域が良くなれば、地域との関係が良くなり、事業しやすくなるはず。できることから少しずつ。

まずは社員への環境教育

社員の意識が変われば、良い企業になっていくと思いませんか？？まずは、社員一人ひとりの環境教育から。

ガマンしないでエコ行動

照明や空調の節約だけ？時差通勤や会議のペーパーレス化など、柔軟な発想で、社員の働きやすい環境づくりとエコ活動が進められるはず。

補助制度をさがす

省エネ設備や再エネ導入、高いからといってあきらめていませんか？色々あります補助メニュー。まずは、ネットで探してみませんか。

社会責任からビジネスチャンスへ

環境配慮のために負担が増えたり収益が減ってはもともともありません。環境に適応した新たなチャレンジが会社の未来を切り開いていきます。

3 教育機関等に期待する役割

小学校及び中学校をはじめとした教育機関には、子どもたちの発達段階に応じた環境教育を積極的に推進することが求められています。また、大学等の研究機関には、持続可能な地域社会の実現のために諸分野にわたる研究を行うことや、持続可能な社会づくりに向けて各自の専門性を発揮し、社会をリードする人材の育成などが求められます。

また、これらの教育機関及び研究機関は、県民、事業者及び民間団体等が、自主的に環境学習ができるよう、資機材やネットワーク等の基盤を整備するなど、地域の環境活動に対する支援も期待されます。

取組の具体例

分かりやすく少しずつ工夫

子どもでも分かるように工夫することは意外と難しい。けれど、その工夫を続けていけば、子どもだけではなく誰もが分かるものになるはず。

楽しんで学べる環境に

楽しいことが分かれば、興味を持つ。興味を持てば自ら調べだす。色々なことが分かれば、それがいつか行動につながる。

他分野の専門家と交流する

専門家がさらに色々な専門家と交流すると化学変化が起こるはず。自分の知らない世界を知ると、新たな世界が見えてくるはず。

4 民間団体に期待する役割

民間団体は、公益的な視点から、専門的な知識や技術を活かして、県民、事業者及び行政等の環境保全に関する取組を支援するとともに、必要な協力・連携を行い、相互のパートナーシップの形成に努めるなど、地域の環境保全活動の中核となることが期待されます。また、普及啓発や橋渡し役にとどまらず、専門的な知識や技術を活かし、環境保全型事業の実施団体としての役割も期待されます。

5 市町村に期待する役割

市町村は、住民に最も近い行政として、地域の住民、民間団体等への支援及び活動の促進など、より効果的できめ細やかな支援を実施することが期待されています。また、住民、事業者及び民間団体等との連携を図りつつ、自然条件、社会的条件に応じた地域の環境保全を推進する役割を担うことも期待されます。

さらに、自らも地域の消費者・事業者として、再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの取組、資源循環の取組などを率先して行うことが重要です。

6 県の役割

県は、本計画に掲げる「基本理念」、「環境の将来像」を実現するために、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その成果を公表し、目標達成に向けた継続的な改善を図ります。

また、県民、事業者、民間団体、教育機関等及び市町村等が、自主的、積極的に取組を実施できるよう、情報提供や基盤整備などの支援を行います。特に、環境配慮行動を促進するための制度の整備、人材の育成、効果的な普及啓発を行うほか、相互の調整及び連携の支援を実施します。

一方で、県も消費者として、または公共のための事業活動を通じて環境に影響を与えていることから、自ら環境マネジメントシステムによる環境負荷の低減に努め、環境保全活動に積極的に取り組む事業者の受注機会の拡大を図るなどの取組を進めます。

6章 計画的な推進方針

1 計画の推進体制

本計画の推進は、「宮城県環境マネジメントシステム」に基づき、知事を統括者として設置している環境管理組織により推進し、施策や事業の計画（Plan）、実施及び運用（Do）、実施状況の点検・評価（Check）、内容等の見直し（Act）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行います。また、学識経験者等で構成された「宮城県環境審議会」に毎年の進捗状況を報告し、進行管理に関する意見や助言をいただくとともに、「宮城県総合計画」に関する政策評価・施策評価の結果も踏まえ、必要な見直しを行い、計画を推進します。

イラスト若しくは関連内容の図解、用語解説など

- ・
- ・

2 計画の進行管理

本計画の目指す将来像の実現に向けた施策を確実に実施し、計画期間内の新たな環境の課題や社会経済情勢の変化等、様々な状況の変化に柔軟に対応するため、本計画の進行管理を以下のように実施します。

(1) 管理指標

本計画の進捗を的確に示す管理指標及び目標値を設定し、年度ごとに点検・評価を行います。

(2) 計画の点検・評価結果の公表

本計画の進捗状況の点検及び評価の結果については、毎年度、宮城県環境白書に取りまとめ、県議会等に報告するとともに、公表して県民、事業者等からの意見をいただきます。

(3) 計画の見直し

本計画の進捗状況の点検及び評価結果、宮城県環境審議会からの意見や提言、県民、事業者、民間団体及び市町村等から寄せられる意見並びに新たな環境の課題や社会経済情勢の変化等を考慮して、PDCA サイクルの考え方に基づき、定期的に施策や事業を見直し、新たな施策や事業の検討を行います。